

平成 2 4 年 第 2 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日（火）午後 2 時

場 所：教育委員会室

委員長	吉 野 弘 保
委員長職務代理者	松 原 秀 成
委員	早 川 大 府
委員	土 田 アイ子
委員（教育長）	浅 野 潤 一

事務局	教育推進課長	土 屋 典 昭
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	建 部 豊
	学校施設担当課長	永 井 博 史

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	岩 生 裕 治

	開 会 時 刻 午後 2 時
吉 野 委 員 長	ただいまから、平成 2 4 年第 2 2 回教育委員会定例会を開催いたします。本日は 2 名の方から傍聴の申し出があります。許可してもよろしいでしょうか。 [各委員了承]
委 員 長	それでは、傍聴人の入室を許可いたします。 [傍聴人入室]
委 員 長	日程第 1、署名委員の決定。早川委員と土田委員をお願いいたします。 日程第 2、議案の審議にまいります。はじめに、継続となっております陳情第 9 号「児童、生徒の緊急時の対応に関する陳情」を審議いたします。 各委員からご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。
松 原 委 員	前回もお話をしたのですが、全体的にこの陳情者の方が言われていることはよく理解はできるんです。ただ、緊急時の判断は、委員長が前回ある小学校の例を挙げていましたけれども、やはり各校長が、教育委員会に指導・助言を求めることはもちろんありますが、最終的に責任を持って判断し、地域の、私は保育園も含めてだと思うのですが、幼・保と学校とで連携をしながら判断するという、そういうことではないかなと思っています。 この項目の 4 番目を、同じような意味合いで考えてみますと、私立学校の場合は通学区域が広いわけですね。ですから通常、台風などでは大体朝 6 時の天気予報、それで警報が出た場合に即休校になるのですが、区立の場合にはそういう広域さがないわけですから、ちょっと条件が違うかなと思っています。
早 川 委 員	前回の繰り返しになりますが、趣旨はすごくよくわかります。ただ、災害というものが起こったらどうするかというときに、災害のレベルというものがあまして、これは多分、東日本大震災レベルの話かそれ以下の話で、この江戸川区は残念ながら一つの震源地になるのではないかという想定があるわけで、そういった想定の中で、どれぐらいのレベルで来たときに、どのぐらいのことをするかというようなことは、今、江戸川区全体として協議して

土 田 委 員	いるという形ですが、学校の授業があるときにどうするかというレベルは、一定程度できているのではないかと私は思います。 ただ、その想定を超えたようなことが実際に起きた場合に、東日本の被災地では「てんでんこ」という、てんでんばらばらに、親も捨てて子どもも捨てて、自分だけ行きなさいと、はっきり言って防災対策は間に合わないということだろうと思うのですが、そういうことと、どのレベルに対してはどのようなのだということを区民の方々に知識としてできるだけ普及していくことは必要で、陳情の1から6までのことを個別にやるということに関しては現在行われていること、この間も校長室で、こういうときにはこうするというのがあったので、そういうものをPTAなり保護者にきちんと知らせる、ということによろしいのではないかと私は思います。 したがって、この審議を長々とずっとやるということではなく、区全体の防災対策と地域の中での子どもたちの教育、これは放射能の問題もよく似ていて、区だけではなく都も関係するわけですが、そういった観点から見て決定していきたいと思っていまして、この1から6について、私としては現在の状況で十分と認識しているので、不採択ということを意見として申し上げます。 私もこの陳情に対して、可能な限り地域の皆さんのご意見も伺っているのですが、さきに松原委員もおっしゃったように、私立の学校に行っているお子さんもたくさん地域の中にはいて、そういう方からは、確かに台風のときには気象情報で学校はお休みという連絡が来るという、それは速やかな対応をするという話を伺いました。 それから、私は7回ほど被災地に行っているのですが、先ほども早川委員がおっしゃった「てんでんこ」というものを徹底する、群馬大の片田先生もおっしゃっているように、とにかく逃げるのだと、どこかにとどまるというよりも安全なところに逃げるのだという、そういう教育がさらに強くなったのではないかなというふうに、行って教えられるのです。 そういう中で、もう一回陳情を読んでみて、地域の皆さんのご意見を伺うと、これはちょっと難しいなと、学校だけでは難しいなと思います。ここまで来ると防災というよりも減災ですが、江戸川区全体として、どれだけ被害を少なくするかということを考えたときには、教育関係だけではなくて、この陳情の中には私立の幼稚園とか保育園、それから熟年者の施設というのは入っていないので、ちょっと難しいかなと私は思っているのです。 江戸川区全体として住民を守るということは、区の広報などで、多田区長
---------	---

	も再三おっしゃっています。この陳情者の意向は十分理解した上で、江戸川区全体として、東京都全体として、国として、そういう大きな立場で、どれだけ災害を少なくするか、被害を少なくするかというところで、防災計画も全部徹底的に見直しをして、地域の方たちのご意見も聞きながら進めているという段階なので、これでこのままの文面の陳情を採択していくということは、今の方向性から考えると難しいのではないかと、馴染まないのではないかと、そう私は思うのです。 6番目の、児童、生徒が保護者の迎えを待てるように、要するに帰宅困難となった保護者の迎えを待てるようにというところでは、てんでんばらばらでも安全なところに逃げるということとは馴染まないのではないかと、というご意見の保護者もいらっしゃいます。 それと、児童、生徒用の備蓄を用意する中に、「水、飴、可愛いクッキー、パン、カイロ、毛布等」と書いてありますけども、その中にアメリカのジップロックのことを、これは商品名ではないかという方がいらっしゃったのと、また、それだけ用意するということであれば、アレルギーの除去食も用意していただかないと難しいと、そういうご意見を出していただいた方もいらっしゃいました。区全体として、世代を超えて減災に備え、備蓄を用意しておく必要があると私は思うので、これだけの意見で、これで採択するというのはちょっと難しいのではないかと、そう思います。
委 員 長	委員さんのご意見をいただきました。皆さん江戸川全体としてもお話しいただいているのですけれども、浅野教育長からも少しお願いします。
浅 野 教 育 長	陳情の趣旨が児童、生徒の緊急時の対応ということで、学校に子どもがいるときに、一定の条件の中で起きた災害について、これだけのことをやっておいたほうがいいのではないですかという話だと思うので、私はその範囲内で、別に否定する理由はあまりないのではないかなと思うのです。 区の防災対策について、ということで陳情が出ていれば、今おっしゃったようなことで、お応えしようがないということなのでしょうけど。 だからかといって、これをやれば学校の防災対策として一定の条件が整うかといえば、私はそうは思いません。区全体の中で学校の果たす役割も含めて考える必要があります。 学校に子どもたちだけが残るというような条件は考えづらくて、本当に子どもたちが取り残されるような状況になれば、子どもたち以外のいろいろな方がそこに入っていくかざるを得ないことになります。ですから、想定の中で

	はいろいろな条件が考えられますけれども、前回私が言ったように、このこと自体を否定する理由はないと思っています。一定の条件の中では、こういうことが役立つこともあるのではないかと思いますし、そういったことを全体の役割の中で部分部分としては取り入れていくことで、こういうときにはこれで十分だということも出てくるのではないかと思いますので。 そういう意味で、趣旨採択で、おっしゃっている意味はよくわかりますけれど、具体的にこれをどうやるかは、教育委員会としても、区としても考えていくことになるので、その中で答えを出していくというのがいいのではないかなというのが私の考えであります。
委員長	前回に引き続きまして、趣旨採択という話が出ております。早川委員からは不採択という意見なのですが、いかがいたしましょうか。採決という形をとったほうがよろしいですか。 私もこの中身に関しては、このとおりでと思います。不安ということで、やっていかなければいけないなと思うのですが、たびたび出ているように、学校関係だけではなくて江戸川区全体で取り組むべきことであって、それを教育委員会として採択して、それぞれの項目をやっていかなければいけないというのは、少し無理なのではないかなと、私は思っています。そういった意味では、中身を趣旨としては採択して、とも思うのですが、不採択という話も出ておりますので、その辺でもしご意見があれば。
早川委員	僕は不採択ということで。 この「子どもを守る会」の方々は、そこまでの全体像がわかって陳情を出しているのか。江戸川区の防災対策あるいは区民の防災の心得というか、これがまだ一つ一つの場所で不十分ではないかと私は思うのです。 それをどこに持っていったらどういうふうにするかというのは、一般的に言えば政治課題、行政のほうでやるべきだろうということですが、あるレベルで区切って、このレベルならばこうしていくという考え方で、これ以上のものはもう考えない。はっきり言ってできないことはできないので。 そういうことで、この陳情は私は不採択にしたいと思います。ただ校長の権限ということだけで区全体という認識が全然ここには出ていないので。 別に採決することに異議はありません。
松原委員	全体的な点では全て趣旨はよくわかるのです。だけど、子どもといっても中学生は緊急時に大きな戦力になるということもありますよね。そういう部

	分で各地域では大きな検討課題なのですが。そういうのがまだ疑問なんです。だから、悩んでいますけどね。
土 田 委 員	3月11日の翌日、翌々日ぐらいに何校か学校をお邪魔したときに、中学校の生徒たちがいろいろなものを運んだり、片づけたりということにすごく大きな力になってくれたと校長先生がおっしゃっていました。 それで、校長先生の力が最大限に発揮できるようにと、陳情の理由の一番最初に述べられているわけですがけれども、保護者の中には、校長先生だってそのときに留守の場合だってありますよねと、そういうご意見の方もいらっしゃいました。 陳情の含意というか趣旨というか、十分理解できますし、私も同じ気持ちで、災害を減らさなくてはいけないと思っていますけれども、ここまで学校というところに固めてしまっていていいのか、そういう文面が幾つかあるのですが、もっと広い立場で、防災、減災というものはやっていかななくてはいけないという意見です。
委 員 長	ありがとうございます。 早川委員からは採決してもよろしいのではないかという話もありました。ここで皆さんに伺いたいと思います。本日ここで採決すべきか、まだ審査を継続したほうがいいのかで伺いたいののですが、結論を出してもよろしいでしょうか。
土 田 委 員	いいと私は思います。
委 員 長	よろしいですか。ここまで、趣旨の採択、それから不採択という意見が出ていたかと思います。この二つで採決に移ってよろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは先に、趣旨で採択したほうがいいのかという方の挙手をお願いします。 〔賛成者挙手（2名）〕
委 員 長	不採択という方は。

委 員 長	〔賛成者挙手（２名）〕 私もそう（不採択）思います。それでは、中身については子どもたちを守っていくという面ですごく理解はできるのですが、今回教育委員会の決定としては、不採択ということとしたいと思います。よろしいでしょうか。
早 川 委 員	〔「はい」と呼ぶ者あり〕 今、不採択と決まったわけですが、年度、時間を区切るのは難しいのですが、江戸川区の防災対策がどういうことで進行しているか、どこまで行っているかを知る必要があるので、定時的にこの教育委員会で報告という形をとってもらって、そこでまた学校について見直すということがあれば、それを校長なんかに通告していく必要があるのではないかと。 今のままでいいと私も思っていませんし、行政機関として区民に対して誠実に、議事録に残しながらやっていく必要があるということを意見として申しておきます。
委 員 長	事務局のほうどうですか。
土屋 教育推進課長	１２月に全体の防災会議がございます。そこで来年度に向けた地域防災計画の見直しの状況等も報告されると思いますので、１月になるかと思いますが、その辺の資料を委員会にお出しして報告させていただきたいと思います。
早 川 委 員	議事録もとっているわけですから、江戸川子ども守る会の方々にもわかりやすいようにしてほしいというのが、私の願いです。
委 員 長	それでは、陳情第９号は不採択として、次に、陳情第１１号を審議いたします。これは今回新規なので、事務局で陳情文朗読をお願いします。 〔陳情第１１号『「子供達への無用な被爆を避ける」と言う決議を求める陳情』全文朗読〕
委 員 長	委員さんのご意見があれば伺いたいと思います。早川委員、この中で「局所的スポットに触れる事により受けなくても済む被曝を受ける可能性」とい

早 川 委 員	うことがいわれているのですけども、今のところ何かそういった影響について、医学的な報告のようなものはありますか。 今、私が知っている限りで健康被害が一番憂慮されるのは、当たり前の話ですが、私たちのために福島で作業している方々、東京電力に雇われている方々です。ずさんな体制で、下請けという名のもとに作業が行われていて、その被害は、まだ年間何シーベルトという単位ではないのですが、確実にミリシーベルトの単位になっているはずで、これは非常に危険な状態だと思います。 第2点は、福島県の全県調査で子どもの甲状腺がんの疑いが出たというニュースですね。まだ第2報は出ていないのですが心配しています。これは局所的というよりは「面」で、しかも1年間の被曝量が多い可能性のある所のことだと思います。 陳情との関連でいえば、子どもたちだけではなく江戸川区全体で同じなのですが、被曝を避けるというのは当たり前で、これ自体は1年8カ月、我々はその姿勢でやってきた。行政機関の一員として、私はそう思います。 委員長のご質問ですが、人間というのは、私が持っている学問的知識では放射能に結構強いと思っています。例えばレントゲンとかCT、あるいは放射線治療などでかなりの量を浴びていても、そこでの被害が集団の中でどのぐらいの人間に出るのかということを医学的に判断して、局所的には問題にならないという言い方を私はしたくありませんが、健康被害に及ぶというのは、今の学問のレベルでは実証は少ないと思います。 だからといって測定をしなくていいとかそういうことではなくて、非常に細かい線的な、局所的な、スポット的なことをずっと挙げれば、増えるところが実際にあったわけですからあると思いますが、それと健康被害というのは、必ずしも直に結びつかないのではないかと考えています。そういうことです。
委 員 長	どうもありがとうございます。実際にスポット的に高いところがあるという江戸川区で現状はどうですか。永井課長、最近の高い数値など、測っていないから分かりませんよね。
永井学校施設 担当課長	江戸川区で公式に測定をしたのは、学校というより、6月と12月に2キロメッシュで測ったものと、砂場について大体500から600カ所ぐらいあったと思うのですけど、測定して、基準を少し上回るものはありましたけ

	れども、それについては対応が済んでいるということになっています。それ以外のものについては、今情報は持ってはおりません。
委 員 長	土田委員、何かありますか。
土 田 委 員	個人的にそういう器械を持っている方が測って、自分のブログなんかに出しているということは聞きました。 私はこの陳情を読んでみて、子どもたちへの無用な被曝を避けるというこの問題を教育委員会で審査をするということ自体が、すごく難しいなと思ったのです。やるのだったらもっと全体でやらなくてはいけないというのが私の考え方なので、教育委員会だけで決めてしまうというのはどうか。 例えば、うちの住まいのところの子育て広場の前に、今、ケヤキの葉がたくさん落ちていて、みんなで掃除しているのですけれども、土日なんかでたまったところがホットスポットだとおっしゃる方もいるんですね。それでご自分で測って、「それほどでもない」などとおっしゃっているのですが、そういう学齢前の子どもたち、小さい子どもが集まる場所は教育委員会の所管になっていないわけです。子ども家庭部になっているわけでしょう。 区民はみんな同じ思いでいるわけです。だけども、この教育委員会だけでこういう審査をする、そういうことを決めてしまうこと自体、ちょっと難しいというか、無理があるのではないかなと、そういう思いがするのです。もっと全体でやらなくてはいけないという、そういう考え方です。
委 員 長	ここに出てくる施設管理者、江戸川区教育委員会として施設管理者ということは、校長がそうということになるのでしょうか、松原委員、無用な被曝を避けるという認識の確認なのですが、どのようなご意見がございますか。
松 原 委 員	基本的には、土田委員と同じような捉え方をしているのですが、公園に行くと子どもたちが親御さんと一緒に一生懸命遊んでいますよね。親御さんたち中のどれだけの方が文科省の定点測定の数値を見ているかはわかりませんが、それでも信頼し、公園で遊ばせているわけじゃないですか。 本区の場合は、どこの公園に行っても少年野球だとかをやっています。そういうことを考えると、校長経験者としては、例えば仮に私の学校の砂場で高い線量があったとして、それは教育委員会が除去してくれて、手に触れないような措置をしてくれたとしたら、安心して運動しなさいよと、そうやり

	ますね。そういう観点で見たときに、よく核何とか宣言都市ってありますけれど。
土 田 委 員	非核三原則とか。
松 原 委 員	それと同じではないでしょうけれども、こういう一つのテーマでアドバランというか、スローガンを挙げることに陳情者は意義を感じていらっしゃるのか。 本当に子どものことを考えてみると、しっかりした基礎データに基づいてオープンになっているわけです。文部科学省、東京都も篠崎公園で定点測定をやっています。結果はホームページに出ています。そういう中で、こういうスローガンが出ると、地域の公園で遊ばなくなってしまうのではないとか、あるいはここの通学路は危ないよとかいったシールを区内に貼っていくことになって、それはどうかなということですね。
委 員 長	教育長、いかがですか。
教 育 長	この陳情そのものよりも、測定も含めていろいろと陳情に近い形で、そして陳情そのものが議論されてきていて、そこで区というか教育委員会でもこういう見解ですよということをお話してきているので、そこは変える理由が全然ないと思うのです。 だから部分的に、そこが本当に危険なエリアと位置づけられているものは多分ないと思いますけど、危険だということであれば測定してきたと思うし、砂を除去してきたこともあるわけです。 そういう箇所が全くないということはないのかもしれませんが、実際にはその近くを通ったとか通らないかというレベルで、影響が出るほど高いレベルにあるとは考えづらいし、そういう意味ではここにあるように、全体としては国の規制値以内というか、要するに国で安全だという範囲内で暮らしているということだと思います。 被曝を全くしないということは、多分あり得ないことで、自然な状態でも相当浴びているわけだし、子どもだって飛行機に乗って旅行すれば、相当高い放射能を浴びるということは当たり前のことですが、そういうことが最終的に子どもの健康に影響が出るという範囲に当たるかどうかということであって、そうでなければ普通に暮らせばいいのではないかなと思うんです。子どもたちへの、とありますが、どうして子どもたちへの、なのかなというのは

	この陳情には書いていないですけど。 それから、無用な被曝というのは何かということも、非常にわかりづらいです。被曝をしないということはある程度得ないですから、これは程度の問題なので、その中で無用な被曝というのは何をさすのか、非常にわかりづらいですし、基本的には江戸川区民は放射能数値については安全な範囲内で生活しているわけですので、それをあえてこういう方針を出すということの意味がわからなくて、できれば不採択にさせていただきたいと思いますけど。
委 員 長	ご意見ございますか、よろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	不採択という話も出ていますが、採決してもよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	不採択という意見が出ているかと思います。不採択でよろしいと思う方、挙手をお願いします。 〔挙手全員〕
委 員 長	全会一致ということで、陳情第11号は不採択といたします。 次に、陳情第12号を審議いたします。これも初めてのものですので、事務局に陳情文の朗読をお願いしたいと思います。 〔陳情第12号「江戸川区教育委員会会議規則の見直しを求める陳情」全文朗読〕
委 員 長	これに関しては教育長から規則のことで何かあれば。
教 育 長	規則というより、請願権というのは憲法で保障されている権利ですので、それを侵害するなんてことはあり得ないことだと思います。ここに書いてあることは、手続きとして議会に請願を出す場合には、議員の紹介がいるということが地方自治法で決まっているんですけど、それに準じたような形で江戸川区教育委員会に出す場合には教育委員の紹介がいるということになって

	いることが、ここでは懸念という言い方をしていますけど、請願権の侵害に当たるというようなことまでおっしゃっているのです。 教育委員のみなさんの住所は公開されているわけですし、連絡がとれないということはありませんので、それを制約しているということについては、全く当たらないと思うし、議会でも、請願はさっきも言ったように議員の紹介がいるのですが、お願いしたい中身について議員の紹介が得られなければ陳情でやるわけです。うちだって中身については陳情でやるということになる。今でもずっと陳情でやってきているわけで、請願をする場合の委員の紹介も、やろうと思えばできると思っています。オープンにされている。 それで仮にできなくても、陳情でやればよいということで、我々としては請願であろうが陳情であろうが、中身が採択に値するか不採択かということについての審議については、全く差がないのではないかと思いますので、おっしゃっている理由は何もないのではないかと、理由がないというか、そういうことに当たるとは全く考えていないので、改正する必要はないと思っています。それで何の支障もないのではないかとこのように思います。
委 員 長	ありがとうございます。委員さんは。
土 田 委 員	紹介が非常勤だからなかなか難しいというようなことが書いてあるのですが、議会の場合には事務局に持って行って、これを請願にしたいということを請願者がおっしゃると、全会派を回って紹介をつけてくれるということをやってくださって、緊急のときには役所に来てサインをしていただきたいと思いますし、それは可能だと私は思います。常勤でないとそれは難しいというようなことは、ないのではないかなと思います。
委 員 長	ありがとうございます。請願権の侵害に当たる、ここには当たる懸念もありますとありますが、その辺の懸念があるかないかという確認はとれるのですか。先ほど教育長からの意見でそれはないということでしたが。
教 育 長	さっき言いましたように、請願権は憲法上の問題なので、憲法に違反するかどうかという判断を私ができるわけではないですけど、何が制約を受けているかがわかりません。ここには、単に非常勤の人を紹介ということで書いてあるだけですから、そのことについて何が支障なのかわかりませんので。 請願権そのものは、どんな形であれ憲法上の規定ですから、制約できないものです。そういうことで争うということをおっしゃっているのかどうか

	かりませんが、陳情でその中身の趣旨は必ず伝えられるわけで、それは議会でも同じことですよね。紹介議員が得られるかどうかは中身によるわけですから、そうでなければ、その中身の趣旨は陳情でやるしかないですよ。 陳情だって、結局請願という憲法上認められたものの趣旨を、請願については法的に紹介議員がいるとか制約があるから、そこに対しての陳情という制度をつくっているわけですから、そのことで保障されていると思うんですけど。
委 員 長	松原委員はご意見どうですか。
松 原 委 員	私としては、さっきここに来る前に区議会の議場の脇にある請願を見てきましたけど、その扱いと同じでいいのではないかと考えておりまして、この陳情者の出す意味がよくわからないのです。すみません、そのレベルなんですけど。
委 員 長	早川先生、何かございますか。
早 川 委 員	陳情の趣旨の江戸川区教育委員会会議規則の整合性や時代に沿った改善をすべき点がないか、見直しを考える専門チームと書いてますが、会議規則その他の例規の改善を求めますというこの趣旨に関しては、納得いくところも結構あります。 具体的例としては、請願というのはこの規則の第6章に載っています。しかし、陳情というのは載っていないです。載っていないけども、この間、陳情をずっと受け付けてしています。その受け付けが正しいのかどうかとか、そういうところは違う陳情規則というのがあるのかどうか私は勉強していませんけども、そういう意味では趣旨として、特に今、教育委員会を区民に開いていくという中で、識者の方からいろいろとおかしいのではないかということ、あり得るだろうと思います。 今、仮に陳情というのが出てきたとして、教育委員会事務局がそれを受け付けて、余りにも、というのはそこでお話をして、陳情を出そうと思ってやめるといふ人もいるかもしれませんが、私たちとしては1カ月にこういう陳情があつて、何件こういうことで取り下げがあつたとか、そういう話は聞いておりません。 事務局にお任せをして、貴重な時間ですからその中から受け付けるということで、規則の中に陳情の項目はなく、委員長が議題として、今日も2件目

	ですが、取り上げているということです。 別に、陳情がいけないということを行っているのではなくて、今後も陳情あるいは請願というのはあると思うので、そういう意味で規則の見直しをする可能性は当然あるのではないかということです。ただ、今各委員がおっしゃったような陳情の理由、理由があるから趣旨があるのですが、そことの一致はないので、ちょっと悩んでいるというのが実情です。 もし、この陳情の理由だけで専門チームをつくるという趣旨であれば、それは私は反対です。ただ、趣旨だけだったら、専門チームをつくる必要があるのかどうかというのは。またお金がかかったりするわけですが、見直しについては可能性があるというところです。
松 原 委 員	よくわからないのですが、請願権の侵害に当たる懸念もあるという、そこを考えると、教育委員に区議と同じように、そういう請願をする際の役割を持たせてもらいたいということをいっているのですかね。
委 員 長	委員長 私が思うのはそうではなくて、早川委員がおっしゃったように、規則に陳情が入っていないので、それを入れてくれたらという、そういうことも合わせた改善なのかなと思うのですが。
教 育 長	教育長 規則については、これは教育委員会の権限なので、しょっちゅう直していますよね。改めるべきものは改めているわけで、その専担の権限ですから、それを外部に委ねたりすることなく、自ら正していけばいいということだと思うので、これはやっていますということだけだと思うのですけど。 陳情について何か規定があるかどうかということですが、さっき申し上げたような請願をする権利、つまり物申したいということについて、門前払いはできないのです。だからそれは、何人もそういうことを妨げられないということですから、その方法を陳情というか請願というか、そこは法律談義としてはよくわかりませんが、基本的に同じ扱いをしているわけですので、陳情を拒むということをやったことはないですよ。 だから、あえて向こうが請願と言って来なただけの話で、皆さんもご相談を受けていないと思うのですが、この方が請願ということで何か変わらなと思っているのかどうか知りませんが、規定上何か制約しているというふうに理解しているのかもしれませんが、我々としては、そういう意見を受けとめるということについては、全く何ら制約していないと思っていますので、議論に値しないような気がするのですけど。

土 田 委 員	今までも区民の皆さんの声を寄せていただいて、いろいろな立場から陳情の審査なんかをやってきたわけですけど、請願権を侵害するというようなことは、なかったのではないかなと思います。今までどおり、いただいた陳情に関しては誠意を持って、いろいろな角度から審査していくことに変わりはないわけですから、こういう専門家チームをつくって会議規則その他の例規の改善というのは、ちょっと難しいのではないかなと、そういう考え方なのですけど。
委 員 長	今のご意見で言うと、このままでいけるのではないかということなのですけど、早川委員は改善していくことはいいのではないかということですよ。
早 川 委 員	改善はしなければならないとさっき申しましたように、請願と陳情というふうに書いてあればいいのですけど、実際に重要な案件として、陳情というものが区民から出れば審査をしているわけですが、それに対する取り扱いというのが、請願だと第31条に「委員長は請願を審査した結果を教育長を経て請願者に通知しなければならない」と書いてあるのに、陳情に関しては一切書いていない。 事務局から通知しますという報告は受けているし、陳情を審査した結果、これを陳情者に通知するというぐらひは、これだけの時間をかけて区費も使って審査しているわけだから、そういうところでは改善する必要がある。 ただ、それを専門家チームをつくってやるほどのことかということ、ちょっと考えさせてというのが事実なんです。 このご提起は深刻にというか、受け入れる必要がある。特に私が感じたのは、陳情という項目をつくったらどうかということです。請願に準じて、今、教育長がおっしゃったように、特にやり方を変える必要はないですし、今まで陳情が来たのに対してちゃんと通知をしていると思うのですけど、それを規則に載せるということには別に異議はないということです。 なかなか難しくて、不採択というと改善はないし、陳情の理由というところになると不採択だと思うんです。あと、専門家チームをつくるということになると、不採択になるのだけど、改善すべきところはないかということ、改善すべきところはあるという意見です。
土 田 委 員	その趣旨は、確かにわかります。

委 員 長	趣旨として採択ということ。
早 川 委 員	陳情の趣旨は非常にすぐれていると私は思います。 ただ、このとおりに専門家チームをつくったりというふうには思っていないです。陳情の1項は入れたほうがいいのではないかと考えています。
教 育 長	私は、規則をつくったり、改正することは全く教育委員会の権限だと思っています。区長部局も規則を持っていますが、これは議員さんが何と言おうと、規則改正は区長部局の権限なんですね。条例は提案として議会に諮り、それから議員が立案することはできますけど、規則は、条例の委任を受けてどこかがつくるかという、区長部局、教育委員会が専担の事項ですから、このようなその他から要望を受けてつくる、つくらないではなくて、おっしゃられたように、変えるべき点があれば変えればいいだけの話なのです。よそからの要望に応じてやるという形は、全く必要ないと思います。 いろいろ項目としてはありますよね、それは議論して、良ければ変えればいいだけですし、規則で規定する必要があるれば新たにつくればいいだけの話です。こういう陳情にお応えして、採択するという趣旨のものではないと私は思います。
委 員 長	ここでは採択、不採択というところを決めさせてもらって、この趣旨に関しては、直すべきところは私どものほうで直していくという方向でよろしいですか。
早 川 委 員	議事録を作っているから、陳情者に対しては今の会議のことを伝えていただきたい。有効な助言というか、それは受けとめますということです。全てというわけにいかないから。
委 員 長	そういった意味合いを含めて、流れとすると、不採択ということになるかと思います。採決をとってもよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	不採択というところでよろしいでしょうか。 〔全員挙手〕

委 員 長	一致でよろしいですね。それでは、陳情第12号は不採択ということとさせていただきます。 ただしこの趣旨を生かして、教育委員会規則の必要な見直しはしていきたいと思っております。 次に、第54号議案を審議いたします。第54号議案は、教育行政に関する事項について平成24年第4回江戸川区議会定例会で審議するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する報告第29条の規定に基づき、区長からの教育委員会に対して意見聴取されたものです。内容について事務局より説明をお願いいたします。
教育推進課長	教育に関する事務の議案について、一つ目は平成24年度一般会計補正予算中、教育の事務に関する部分、二つ目は幼稚園教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。 はじめに補正予算についてですが、これはほとんどに三角印がついておりますが、財政課の指示により、人事委員会給与勧告を受けての給与減額に伴うマイナス補正をするものでございます。不用額が大きく生じる見込みの科目について、給料、職員手当などを減額補正し、教育費トータルで1億3,000万ほどの減額となります。 次に、幼稚園教職員の給与条例についてですが、民間給与との公民較差解消のために、給料表を平均0.19%引き下げるという改正をするものであります。幼稚園教員以外の区職員、他の区も合わせて23区共通の改正作業でございます。以上です。
委 員 長	どうもありがとうございます。ご質問はございますか。
早 川 委 員	この減額の1億3,082万円というのは、どうやって減らすのですか。ボーナスが減るのですか、毎月の何かが減るのですか。
教育推進課長	幼稚園の給料表で同じ号給の新旧を見ていただくと、ひと月の減額がわかりますが、それが4月に遡っての減額になります。それを3月の年度末の手当てで調整をしてマイナスするということです。
早 川 委 員	これは23区。特別区だけですか、市町村のほうは。

教育推進課長	特別区人事委員会の勧告ですので、特別区だけ揃えています。
委 員 長	他にご質問ございませんか。よろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	他になれば、第54号議案の意見聴取に対しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは異議なしと決定し、区長のその旨回答いたします。 続きまして、日程第3、教育関係事務報告にまいります。教育推進課からお願いします。
教育推進課長	教育委員会後援名義の使用承認についてです。江戸川区少年・少女合唱団第26回の定期演奏会でございます。これは第1回から毎年後援しているものでして、区も合わせて後援しております。開催は年が明けて25年3月24日、会場はタワーホール船堀の大ホールです。入場料は1,000円ということです。合唱団の1年間の練習成果の発表、区内小・中学校の合唱活動の発展、さらに区の音楽文化の振興に寄与することを目的とするということで、現在加盟の団員数は109名ということになっております。以上です。
早 川 委 員	教育委員会の権限に入るところではないのですが、関連で、いわゆる社会教育で私が今憂慮しているのは、芸術的な分野、音楽とかそういったものに企業の協賛がなくなってきて、行政もお金がなくて、また年をとった方が亡くなっていったりして、江戸川区における民間の文化的活動がどうなのか、そういう実情が知りたいです。子どもたちの教育とも関係するので。次回までではなくてもいいのですが、文化的な活動について報告していただきたいというのが一つあります。 それから、109名という話ですが、歌う団員本人も1,000円払うのでしょうか。
教育推進課長	これは入場料でして、参加する方は定期演奏会会費として予算書によると5,000円を払っています。

早 川 委 員	８５名というのが出演者ですね。
教育推進課長	それとは別に入場券の売り上げを収入に見込んでおります。
早 川 委 員	経年的な変化は右肩上がりなのか右肩下がりなのか。合唱をやる子どもたちが、このごろ増えているのではないかという気もするので、傾向として知りたいです。
教育推進課長	団員が増えているかどうかというのは、今は手元に資料がないので分からないのですが、団長の松岡校長先生も一生懸命やられていまして、今、一之江小学校を練習場所として活発に行っているという印象であります。
早 川 委 員	実情も知りたいし、できれば続けていきたいということと、こういう団体には、予算のない中ですが区の予算を使うことは考えていきたいと。今、世知辛い世の中になって、企業が出してくれればいいのだけど、出さないといったら出せる方法を考えていかないと、この団長さんの熱意だけでやっても、そこがちょっと心配なのです。 今わからなくてもいいですが、その辺のところは調べて報告していただきたい。
教育推進課長	まず前段の質問は、江戸川区の文化活動について。
早 川 委 員	どのように展開されているかという経年的変化。
教育推進課長	二つ目はこの団の団員数などの変化。
早 川 委 員	もし右肩下がりになっていけば、何らかの形で支えるというのも、教育委員会の役割の一つではないかなとも思うのです。
松 原 委 員	毎年この定期演奏会に参加しているのですが、これが定期演奏会と同時に、卒団式なんですね。会場は大ホールですけど、あそこがいっぱいになるんです。７５０人ですかね。
早 川 委 員	すごい金額になる。

委 員 長	一般入場だけではなく、招待とかもありますから。
松 原 委 員	毎年ドラマがあるんです。
委 員 長	花束を渡したりしてですね。
早 川 委 員	ここに、江戸川区のお金は一切入っていないわけ。
教育推進課長	文化共育部から出ています。
早 川 委 員	なるほど、それはよかった。予算が本当に厳しいという話になったときに、削らなければいけないところと、逆に続けていかなければならないところという中で、文化的なものについての予算には目配りする必要があるのではないかというので聞いたのです。
土 田 委 員	これは去年も、大人、子どもとも1, 0 0 0円でしたっけ。
教育推進課長	去年、私どもに届いた申請では、大人も子どもも1, 0 0 0円というふうになっております。
委 員 長	他にはよろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	報告事項を了承したいと思います。次は、人権セミナーの件について、お願いします。
教育推進課長	平成24年度の人権セミナー開催についてです。人権教育の推進の一環として、同和問題、子どもの人権等、今日的な課題を取り上げて、理解を深めていきたいということで毎年実施しております。 今年度は12月18日、午後7時からタワーホール船堀の大ホールで開催予定です。講師は金澤泰子さん。ダウン症の書家の金沢翔子さんのお母さんで、講演は「天使がこの世に降り立てば～親子で歩んだ27年の軌跡～」というタイトルで、ダウン症のお子さんをもうけられて今日までの軌跡、いろ

	いろな葛藤を人権の角度から講演していただくことになっております。チラシをお配りさせていただいておりますが、NHK大河ドラマ「平清盛」の題字を彼女が書いておりまして、もっと有名なのは京都の建仁寺に展示された風神雷神図で、尾形光琳のふすま絵にあわせて描いて、それが感動的な書であるということで話題になりました。そのお母さんに来ていただきます。
委 員 長	ぜひお話を伺いたいですね。
早 川 委 員	これは教育委員会の主催なのですか。
教育推進課長	教育委員会主催でございます。
委 員 長	他にご質問はなければ、報告事項を了承したいと思います。 以上をもちまして、平成24年第22回教育委員改定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後3時15分